

多数代表制の再考

—フランス小選挙区二回投票制—

川崎医療短期大学 一般教養部

平田 眞一

(昭和56年9月9日受理)

Majority Representation System Revisited

—Second ballot system in France—

Shinichi HIRATA

Division of General Education, Kawasaki Paramedical College.

Kurasaki, 701-01 Japan

(Received on Sept. 9, 1981)

概 要

1981年6月のフランス国民議会選挙は、4月の大統領選挙に続いて政権交代を明白なものとした。左翼政権の誕生は24年ぶりのことであり、1958年以来の第五共和制における本格的な政権交代である。

この結果をふまえて現在の選挙制度：小選挙区二回投票制の効果を考察してみたい。この制度はこれまで多党制を抑制することには有効であった。以前の第四共和制（1946～1958）の時代には比例代表制によって数多くの政党が存在していたけれども、現在では実質四つの政党にまで減少している。この効果に加えて、今回の政権交代を可能ならしめたことは選挙制度の及ぼす影響であると考えられる。

近年、選挙制度の理論である代表制論は少数代表制及び比例代表制に重点がおかれており、多数代表制には批判的であるが、本論文は多数代表制にも短所に打ち勝つ長所の存在することを今回の例をもとに考察するものである。

Abstract

The election system of French Parliament is a particular one. That of single-member constituency with second ballot was the one that had been used for elections in the Third Republic.

This system has been an obstacle to multi-party system. This method has been tried in many European countries, but has been abandoned almost everywhere except in France.

France adopted the proportional representation in 1946. This system produced too

many parties for the government to stay in ruling position. Since France reverted to the second ballot in 1958, the rules have been modified, and this method has following effect which the propotional representation has not. First, the number of the party has been reduced from that of the Four Republic. Today, there are four major parties in the National Assembly. Second, it is assumed that this system provides a good condition for the change of political power.

The elections of 1981 in France, election of the National Assembly and that of president, are good examples of these effects.

The newly-elected left-wing government after 24 years absence, is an evidence of this argument.

§1. 代表制と選挙制度

代表制は、多数代表制と少数代表制とに大きく分けることができる¹⁾。多数代表制は、一つの選挙区内の多数派の支持を得た者だけを代表として選出するものであり、少数代表制は、少数派の支持を得る者をも代表として認めようとするものである。

いずれも選挙区内の選挙民（有権者）の支持をある程度以上必要とする点では共通している。代表制とはその名の通り、一定数の者の支持によって代表者を選出する制度であるので、どちらの制度であっても支持母体というものを代表者は必要とする。したがって、代表制の機能は選挙区内のすべての階層・団体の意見を議会に伝えるものではなく、選挙区内の代表者を決定するだけで、その区内の意見集約機能を持つものではない。つまり、代表制はただ機械的に代表者を選出する「方法」にすぎないのである。

それぞれの制度について簡単に述べると、少数代表制は比例代表制を含めてさまざまな制度が存在する。これは一選挙区から複数の代表を選出するために、定員数と選挙区の規模によって異ってくるからであるが、いずれのものでも複数の代表を選出することは多くの主張を議会に送り込むこととなり、多党化を促進するものと考えられている。逆に多数代表制は、一選挙区一代表であるために大政党に有利であり、二大政党化を促進すると考えられている²⁾。

多数代表制は、相対多数代表制と絶対多数代表制とに分けることができる。

相対多数代表制には、小選挙区単記制と大選挙区完全連記制とがあるが、いずれも多数派の代表のみを選出する機能を有する。選挙は、多数派から多数の代表者を、少数派から少数の代表者を、それぞれ選出するものであるが、この制度では多数派の代表者のみを選出することとなり、それ以外の候補者は落選となり、その得票はすべて「死票」となってしまう³⁾。

多数決の原則は、集団（Mass）が意思を決定する場合に、ただ決定を可能にするだけであって、多数の意見が正しく、少数の意見が誤りであるというものではない。問題の処理のために適切な決定を下す必要のある場合、分裂した意見をまとめるための手段として用いられる。この決定に少数派の者も従うべきであり、そのかわりに少数派の意見もできるだけ尊重されなければならないのである。

前記の代表制は少数派の得票をすべて死票としてしまい、少数派の意見を十分に反映するこ

とができない。さらに、一選挙区に三人以上の候補がある場合、相対多数の候補、即ち、最高得票者のみが当選となるので、死票の総数は半数を越えることもあり得る。

次に絶対多数代表制であるが、この制度は小選挙区制のみを前提としており、相対多数代表制における死票の増加を防ぐために、過半数の得票を得た者のみを当選とする方法である。

この制度も多数派に有利なために、多数本位代表制とも言われる。この制度はさらに、再投票制（二回投票制）、無制限投票制、選択投票制などに分けられる。

無制限投票制は絶対多数の得票者が出るまで、何回でも投票をくり返すものであり、一般有権者による国会議員の選出には不向きである。実際には二回投票制が用いられている。この制度はフランスの第三共和制と、現在の第五共和制で採用されてきているが、両者の間にも多少の違いが存在する。

どちらも第一回投票で絶対多数を得た候補か、第二回投票で相対多数を得た者を当選とするのであるが、第三共和制の制度では第二回投票の候補者を制限しなかったために、候補者の入替がおこり、本来の目的を果せなくなっていた。第五共和制の制度では当初、第一回投票の5%以上の得票者のみが第二回投票に立候補できるように改正されている。(現在は12.5%以上)⁴⁾

§ 2. 代表制と議会の機能

現代デモクラシーの基礎は選挙にある。今日の大規模国家において、選挙により代表者を選出する代表制デモクラシーをとることなしに、デモクラシーをおこなうことは難しい⁵⁾。

普通選挙制度による大衆デモクラシーの発達には、政党に大きな変化をもたらしたけれども、現代政治において、政党は欠くことできないものとなり、いまや政治の中心に位置するものとなった⁶⁾。

現代政党は、利益の集約・表出と代表選出の機能と共に、政権獲得の目的を持つものである。つまり現代政治を円滑に動かす役割を果しているのである。しかし、いくら利益の表出といっても政党内部での意見の集約により、実現可能な政策として主張する必要があり、あまりに多くの政党が多くの主張を行うのでは、その役は果たせない。

議会とは各政党の主張をまとめると共に、多数派の政党に政治を担当させるものであるから、議会に多くの政党が存在することは好ましいものではない。また逆に、議会に存在する政党があまりに少なくても（例えば一党のみの場合）正常な機能は果せない。したがって、議会には二つ以上の政権獲得可能な政党が存在していることが理想である。

政権獲得のための手段としては、二大政党制の場合と多党制の場合と二つ考えられる。イギリス、アメリカに代表される二大政党制は、上記の要件を満たした最も単純な形である。存在する二つの大政党間には常に政権交代の可能性があり、選挙結果によっていつでも政権に就く用意がなされている。

多党制の場合は複雑である。さまざまな形での政権取得方法があるためである。我が国のよ

うに大政党が一つ存在する場合もあれば、複数政党が連合を組む場合もある。政権交代の可能性はさらに難かしくなり、野党がすぐに政権に就けるとは限らない。政権交代のためには、野党は与党と同規模の政党なり政党連合であることが必要となる。

いずれの場合でも、政権交代の可能性のためには強力な野党勢力を必要とする。

現代のように多様化した社会では、大衆から表出される意見を集約することは大変困難となる⁷⁾。したがって多くの場合二つの政党に集約されることは難かしく多党制となる場合が多い。

多党制の場合、連合政権の形をとるからといって政権が不安定となるとは限らない。現代では多くの国で連合政権が成立し、成果を上げている⁸⁾。

多党制であるために議会の機能が二大政党制の議会の機能より劣るわけではない。機能が十分に果たせるかどうかは野党の政権獲得の可能性にかかっていると考えられる。

§ 3. フランス第五共和制の選挙

(1) 第五共和制の政治制度

現在の第五共和制は独特の政治制度を採用している。アメリカの大統領制ともイギリスの議院内閣制とも異なる半大統領制と呼ばれる制度である⁹⁾。

この制度は議院内閣制と大統領制とを加えた形式であるが、首相に対して大統領が優位に立つ制度であり、実質的に大統領は議会よりも強力な権限を持つこともできる。強力な大統領府の存在が、ますます議会の重要性を弱める結果となり、議会では大統領与党が勢力を伸ばして来たのである。1958年の第五共和制憲法は、大統領に首相指名権、国民議会の解散権、議会への法案差戻権、そして国民投票実施権などを認めている¹⁰⁾。

大統領にこれらの権限を与えたばかりか、この憲法では議会に対する制限は従来のものより強化された。定例議会の会期は年5カ月だけであり、議決内容にも制限が加えられている¹¹⁾。

このようにフランスでは大統領に権力が集中した制度が用いられているのである。

この制度と共に選挙制度では小選挙区二回投票制が用いられている。この制度は前に述べたように、以前第三共和制で用いられた制度であるが、多数代表制によって少数派の議員を制限する目的で採用されたのである。

(2) 小選挙区二回投票制

小選挙区二回投票制は多数代表制に基づく選挙制度であり、一選挙区より一名のみ当選とするものであるが、単に得票の多い者を当選とするのではなく、少なくとも投票総数の $\frac{1}{2}$ 以上得た者を当選とする絶対多数代表制の一種である。すべての選挙区で候補者が絶対多数を得ることは困難であるので、まず第一回投票を行ない、絶対多数を得た者がいない場合にのみ1週間後に第二回投票を行うわけである。第二回投票の際に立候補できる者は第一回投票で法定の得票を得た者に限られ、また立候補の資格があっても辞退する者もある。こうして第二回投票においては、単に得票の最も多い者(相対多数者)を当選とするのである。

つまり、二回投票制は、絶対多数代表制と相対多数代表制の両面を持つものであり、第二回投票の前に候補者間の調整をも可能にする制度である。(§1. 参照)

(3) 第五共和制の選挙

第五共和制における国民議会選挙は、1958年以降現在までの23年間に7回しか行なわれていない。

1958年11月 (新議会)

1962年11月 (解散)

1967年3月 (5年任期満了)

1968年6月 (5月危機解散)

1973年3月 (任期満了)

1978年3月 (任期満了)

1981年6月 (解散)

同年代のわが国の国会(衆議院)選挙と比べると、選挙回数が少ないことが容易に分かるが、それにもまして解散の少ないことが特徴的である。フランスにおける全国選挙は国民議会の他には大統領選挙しかなく、上院に当たる元老院 Senate は間接選挙によって選出される。

1958年から1967年までは成立初期の混乱の時期であり、議会は正常な機能を果たせずド・ゴール大統領の独断と国民投票によって重要な決定がなされていた。

1968年からは国民議会における多数派政党が確立し、大敗北した野党の再編成が促進される時代となった。

さらに1973年からはド・ゴールを失ったド・ゴール派の衰退と、再編成から立ち直った野党との切迫した時代となってきた。特に1978年の選挙では、与党連合と野党連合の間にはほとんど差がなく、一年前の地方選挙では野党の左翼連合の勝利があり、与野党逆転とまで予想されていたのであるが、選挙直前連合にひびが入り、逆転は不可能となった¹²⁾。しかしこの頃から与党連合の中にもジスカルデスタンのUDFと旧ド・ゴール派RPRとの間に摩擦が生じ、不安定な状態が続くこととなった。

(4) フランスの政党

フランスはもともと多党制の国として有名であったが、1958年、ド・ゴールにより第五共和制が発足して以来、まったく変わった政党制へと移行していった。ド・ゴールを中心とする新たな政党(いわゆるド・ゴール派)によって国民議会では多数派を占める単独政党が出現した(表4, 1968)。

第五共和制の強力な大統領制とド・ゴール個人の持つ人気によって、政党もまた統一されたかに見えたのである。しかし、1969年、ド・ゴール大統領の辞任によって、政党間にまた変化が表れてきたのである。例えば、第四共和制下では100議席以上を維持していたが、第五共和

(表1)

| 1974年大統領選挙 | 第一回投票 | 第二回投票 |
|-----------------------------|-------|-------------------|
| F. Mitterrand (PS) | 43.3% | 49.3% |
| V. Giscard d'Estaing (RI) | 32.9 | 50.6 [Ⓐ] |
| J. Chaban-Delmas (Gaullist) | 14.6 | |
| ⋮ | | |

Vincent Wright, "The Government and Politics of France."
London, Hutchinson, 1978, Appendix 7.

(表2)

| 1981年大統領選挙 | 第一回投票* | 第二回投票* |
|----------------------------|--------|-------------------|
| V. Giscard d'Estaing (UDF) | 28.0% | 47.9% |
| F. Mitterrand (PS) | 26.0 | 52.0 [Ⓐ] |
| J. Chirac (RPR) | 18.0 | |
| R. Marchais (PCF) | 15.3 | |
| ⋮ | | |

* 海外領土含まず。『毎日』1981.4.28及び5.12.より作成。

(表3)

| 1981.6 党派別得票率 | 第一回投票* | 1981 議席数** |
|---------------|--------|------------------------------------|
| PS | 37.66% | 左翼 PS 285 PCF 44 |
| PCF | 10.19 | |
| ex. R. | 1.32 | |
| RPR | 40.11 | 保守 RPR 83 UDF 64 other 12 |
| UDF | | |
| other | | |
| ecologist | 1.05 | |
| | | 計 488 |

* 『毎日』1981.6.16.

** 『山陽』1981.6.23より作成。海外領土3未定。

(表4) 国民議會議席配分表

| 1956年1月* | | 1968年6月** | | 1973年** | | 1978年** | |
|------------|-----|---------------------------|---------------------------|------------|-----|---------|-----|
| 政党 | 議席数 | 政党 | 議席数 | 政党 | 議席数 | 政党 | 議席数 |
| Ex. Right | 3 | UDV { UDR(G) 297 RI 58 | URP { UDR(G) 184 RI 54 | RPR(G) | 153 | UDF | 137 |
| Poujade | 52 | | | | | | |
| RPF(G) | 16 | other Right 5 | Reformateurs 31 | PS | 114 | | |
| CNI | 94 | Left 2 | { Rad. G 11 | PCF | 86 | | |
| MRP | 71 | FGDS 57 | UGSD { PS 89 PSU 3 | other Left | 1 | | |
| RS | 71 | PCF 34 | | 野党小計 | 201 | | |
| SFIO | 88 | 計 485 | PCF 73 | 計 | 491 | | |
| other Left | 4 | | other 19 | | | | |
| PSF | 145 | | 計 487 | | | | |
| 計 | 544 | | | | | | |

[(G) : Gaullist]

*Peter Campbell, "French Electoral System & Elections 1789-1957", London, Faber & Faber, 1958.
**"Le Monde"より作成。

制下では低迷していたフランス共産党の盛り返しであり、また、ド・ゴールの与党として追隨していたジスカールデスタンの独立共和派（現共和党の前身）の躍進などである。

これらの新たな政党の動きによって、1978年から国民議会の政党図は大きく変化した。それまでの巨大なド・ゴール派に、弱少の政党が付随しているといった形から、ド・ゴール派RPRに対して、ジスカールデスタンの与党連合UDFがならび、野党も、社会党PS、フランス共産党PCF、がほぼ同格にならぶという新たな四極化（Quadripolaire）体制となり、イギリスのような2大政党制とは異った、四つの政党が各2つずつ連合を組む2連合政党制となったのである。

各連合、即ち、ド・ゴール派とUDFの連合とPSとPCFの連合では、どの政党も、連合内のパートナーと完全に利害が一致するわけではないが、他のパートナーとは連合を組むわけにはいかないといったジレンマの中で連合体制が維持されている。これらの対立は大統領選挙によく表われている。フランスの大統領選挙も国民議会選挙と同様二回投票制であるために、各政党は第一回投票に向けて候補者を立てるが、あらかじめ、第二回投票では、連合の中で上位の得票を得た候補者を指名するといった選挙協定を結んでいる。そのために第一回投票は、人気投票のようであるが、各政党とも全力を挙げて運動することとなる。この制度のおかげで一番利益を得たのが、1974年に大統領となったジスカールデスタンである。ポンピドー大統領の死去による突然の選挙のなかで、左翼連合の統一候補ミッテランに対抗する有力な候補を持たない右翼・中道連合は、ド・ゴール派から統一候補を出せず、シャバン・デルマス（ド・ゴール派）、ロワイエ（旧ド・ゴール派）、ジスカールデスタン（独立共和派RI）の3人が立候補することとなった。

第一回投票の結果、1位がミッテラン、2位がジスカールデスタンとなり、第二回投票の結果、わずかの差で大統領となったのはジスカールデスタンであった¹³⁾。（表1）

このように四極化の中での新たな政党制は、これまでと違った結果を引き出すようになった。ド・ゴールという中心を失ったあとの政治制度は、以前の多党制への道を進むわけでもなく、新たな政党制を維持しようとしているのである。

(5) 1981年の政権交代

1981年4月26日、大統領選挙第一回投票が行なわれた。今回の選挙は現職のジスカールデスタンの独走と当初予想されていたが、経済情勢の悪化などによる国民の不満増加と、分裂していた左翼政党の協調のきざしとによって、混戦へと移っていった。

第一回投票の結果は主要な四政党の代表が上位を占めていた。（表2）

共産党候補のマルシェ書記長は親ソ路線のため予想を大きく下回る結果となったが、決戦投票においては、ジスカールデスタンとミッテランとの予想通りの対決となった。

2週間後の第二回投票において、ミッテランは4%の差（約124万票の差）によって新大統領となった。このニュースは世界を揺るがすこととなったが¹⁴⁾、時間が経つにしたがい、中道の政策が明らかになり、大きな変化は示されてはいない。

新大統領の誕生は国内的にもう一つの問題を引きおこすこととなった。国民議会におけるそれまでの与党：RPRとUDFが自動的に野党に回ることとなり、ミッテランは少数派与党をかかえることとなった。そこで必然的に議会を開散し、新たに多数派を形成する必要に迫られることとなった。

6月14日、国民議会選挙第一回投票が行なわれた。今回の選挙では左翼陣営は強力な選挙協定を結び¹⁵⁾、また危機に立たされた右翼・中道陣営は統一候補を立て、両者の一騎打となった。

第一回投票で社会党（諸派を含む）¹⁶⁾は約38%の得票を得、早くも圧勝が予想された¹⁷⁾。それは他の陣営が得票を伸ばせなかったということよりも、共産党PCFの得票が伸びなかったことにもよる。（表3）

1週間後行なわれた第二回投票では、社会党PSは、諸派を含めて、285議席を獲得した。これに対して、前与党はそれぞれ100議席を下ることとなった。（表3）

社会党は単独で過半数の議席を占めることができたけれども、これは共産党の支持があって始めて可能となったのであり、一方的に共産党と手を切ることはできない。議会内で過半数を得ながらさらに他の政党と連合を組み、大規模連合を形成しなければならない理由はそこにあると言えよう。

これは選挙制度自体に議会内勢力を分極化する要因があるために、与党と野党とに分かれた二つの極を中心に政党が集中するものと考えられる¹⁸⁾。

(6) 多数代表制の効果

1981年の選挙は多数代表制の効果を見るためには明確な資料となる。1カ月の間しかない二つの選挙（大統領選挙と国民議会選挙）における各政党の支持者数に大きな変動があるとは考えられない。つまり両者の選挙における得票はほぼ同じであると考えられる。

大統領選挙において、ミッテランはわずか4%の差でジスカールデスタンに勝っている。彼の得票は総数の過半数をわずか2%上回ったにすぎない。

この得票差が、国民議会選挙ではさらに大きく表われて来る。四つの政党を二つの連合としてみなすと、与党連合は325議席、野党連合は147議席となり、議席占有率は66%対30%となり二倍以上の議席を与党連合は確得している。フランス議会において一党が300議席を越えることはまれであり、1968年の5月危機後の選挙につぐ議席数である。

このように多数代表制においては大政党ほど有利であり、特に得票率が50%を越えた場合議席数はさらに増加される傾向がある。

しかし、現代民主主義の決め手となる多数決原理からすれば、過半数を得た政党に安定した議席数をあたえることが、政治の安定につながることも確かである。

§4. 結 論

本論文では多数代表制における政党間政権交代の可能性を、フランスという例の中で捜し求

めるものであった。今回の論文では多数代表制の内、絶対多数代表制に的をしぼることで、多党制における政党再編成の促進と、政権交代への政党の動きを容易に見い出そうとした。

現代政党制の主流となった連合政権は、ただ政党を結びつけるだけで成功するものではない。各政党の利害関係から、政党にとって何が自己の利益になり、何が利益にならないか、という数多くの選択の中で、連合が形成され運営されるのである。フランスの場合は、ド・ゴールという強力な政治的人物があり、その影響を受けて、弱い立場の野党から連合が生れて来たのである。その連合も何度かの失敗によって、ようやく成功することとなった。そのために、フランス独特の選挙制度が役に立ったことは明らかである。この制席の下では、単独で多くの議席を得ることはほとんど不可能であるから、政権への道を進むためには、他の政党の協力が必要となる。つまりこの制度は政党間連合を促進してきたのである。

ド・ゴール体制の崩れたあとに残ったものは右翼と左翼の両極を中心とした二つの政党連合である。この連合は内部に若干の対立があろうとも、現在の小選挙区二回投票制が続く限り、維持されるであろう。

絶対多数代表制は相対多数代表制よりも政党間連合を促進すると考えられるが、存在する政党もしくは連合の数が少なくなれば、両者間の違いはほとんどなくなるであろう。したがって多党制であればそれだけ絶対多数代表制の効果が増幅されるのである。

謝 辞

稿を終るに臨み、有益なる御助言を頂いた、内田 満教授（早稲田大学大学院、政治学研究科）に深謝の意を表します。

また今回川崎学園で始めて論文を書くにあたり、御尽力下さいました、西村明久教授（本学・放射線技術科）をはじめ編集委員のかたがた、ならびに表の作成等で御協力頂いた今田真由美助手補（本学・医療秘書科）に感謝の意と共に御礼申し上げます。

注

- 1) 代表制にはこの他に比例代表制があるけれども、本論文ではこれを少数代表制に含める。
- 2) David Butler, *The Election System in Britain since 1918*, 2nd ed., Oxford, Oxford Univ. Press, 1963. バトラー三乗比の法則。
- 3) 水木惣太郎『選挙制度論』東京、有信堂、1967, pp. 223-246。
- 4) 1976年7月19日法。第一回投票で有権者数の12.5%以上得票した者が、第二回投票に立候補できる。
- 5) 内田 満「現代デモクラシーと選挙」(『選挙』東京、至文堂、1975。)
- 6) E. E. Schattschneider, *Party Government*, New York, Holt, 1942, p. 1.
- 7) S. P. Huntington, "Postindustrial Politics," (*Comparative Politics* Vol. 6 No. 2, January 1974), pp. 163-192.
- 8) L. C. Dodd, *Coalitions in Parliamentary Government*, New Jersey, Princeton Univ. Press, 1976. (邦訳『連合政権考証』政治広報センター。)
- 9) M. Duveger, *Janus*, Paris, Fayard, 1972, pp. 197-208.
- 10) フランス第五共和国憲法、第8条～第12条。

- 11) 同, 第28条及び第34条。
- 12) Vincent Wright, *The Government and Politics of France*, London, Hutchinson, 1978, pp. 151-172.
- 13) Ibid., pp. 248-250.
- 14) 『日本経済新聞』, 1981年5月12日, 欧州市場での仏フラン急落など。
- 15) 第一回投票で上位に立った候補者を第二回投票での統一候補とし, 他の候補者は辞退するという協定。
- 16) 統一社会党PSU及び左翼急進運動MRG。
- 17) 1981年6月15日, フランス国営テレビのコンピューター予測。
- 18) 樋口陽一『議会制の構造と動態』東京, 本鐸社, 1973, pp. 225-226。

付

政党略字表

| | | |
|------------------|--|------------------------------|
| CDP | Centre Démocratie et Progrès | 進歩と民主中道派 |
| CNI | Centre National des Indépendants | 独立中道派 |
| CNIP | Centre National des Indépendants et Paysans | 独立・農民中道派 |
| FGDS | Fédération de la Gauche Démocrate et Socialiste | 民主社会左翼連合 |
| MRP | Mouvement Républicain Populaire | 人民共和派 |
| PCF | Parti Communiste Français | フランス共産党 |
| PDM | Progrès et Démocratie Moderne | 進歩と現代民主主義派 |
| PS | Parti Socialiste | 社会党 |
| PSU | Parti Socialiste Unifié | 統一社会党 |
| RI | Républicains Indépendants | 独立共和派 |
| RPF | Rassemblement du Peuple Français | フランス人民連合(ド・ゴール派) |
| RPR | Rassemblement pour la République | 共和国連合(ド・ゴール派) |
| SFIO | Section Française de l'Internationale Ouvrière | 労働者インターナショナルフランス支部 (旧社会党) |
| UDF | Union pour la Démocratie Française | 民主フランス連合 |
| UDR | Union des Démocrates pour la République | 共和国民主連合(ド・ゴール派) |
| UDV ^e | Union des Démocrates pour la V ^e République | 第五共和国民主連合(ド・ゴール派) |
| UGSD | Union de la Gauche Socialiste et Démocrate | 社会民主左翼連合 |
| UNR | Union pour la Nouvelle République | 新共和国連合(ド・ゴール派) |